

## キッチンカー出店規約

本規約は、as-is 合同会社(以下「当社」という。)が所有、賃借、管理する駐車場にて、キッチンカーの出店を希望する個人、または、法人(以下「申込者、または、出店者」という。)の出店申込および出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者および出店者は本規約を十分に確認し、同意するものとする。

### 第1条 (出店申込資格)

1. 申込者の出店資格は次のとおりである。

- (1) キッチンカーを保有およびリースしている者、または、保有およびリースの計画がある者
- (2) 出店を希望する地域にて、営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- (3) 食品衛生責任者、または、それに代わる資格を有する者
- (4) 食品賠償保険等に加入している者
- (5) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- (6) 当社の指示、出店規約に同意できる者

### 第2条 (出店申込禁止)

以下各号に該当する者は出店申込を行うことができない。また、申込者は自身が以下各号に該当する者ではないことを表明し保証する。

- (1) 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者)
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役、または、禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留、または、起訴された者で、判決が確定していない者および有罪判決を受け、刑期、または、執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)
- (8) 反社会的勢力の支配・影響を受け、または、反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者(第三者を利用して行う場合も含む。)
- (9) 第1条の要件を満たさない者
- (10) その他当社が不相当と認めた者

### 第3条 (出店申込および出店申込資料等)

申込者は、別紙「出店までの流れ」に基づき、当社が指定する申込フォームおよび以下各号の資料(以下「出店申込資料等」という。)を、当社が指定する期日までに所定の方法により提出するものとする。当社は出店申込資料等を審査後、出店許可を認めた申込者(以下「出店者」という。)の出店申込書の下段の出店承諾書に当社が記名押印することで、当社と出店者の契約が成立したものとみなす。

なお、申込者は出店許可の審査の是非に関する異議申し立てをすることはできない。

- (1) キッチンカー出店申込書:1部
- (2) 営業許可証一式の写し:1部
- (3) 車両リース契約資料一式の写し(車両リース契約者のみ):1部
- (4) 食品衛生責任者(またはそれに代わる資格証明書)の写し:1部
- (5) 食品賠償保険等の証明書の写し:1部
- (6) 定款(法人のみ):1部

## 第4条 (出店概要)

	項目		道路側	奥側
	A	フルタイム (10:00~17:00)	3,500 円(税込)	2,500 円(税込)
B	ランチタイム (11:00~14:00)	2,000 円(税込)	1,000 円(税込)	
出店料	※ 当社の外電源使用料(電気代)については出店料に含まれるものとする。			
	※ 平日、土日祝日ともに同額です。			
	※ 出店者は、原則、出店日の3営業日前までに、出店料を当社が指定した金融機関口座へ振込む方法により支払う。なお、振込手数料は出店者が負担する。			
	ただし、当社との協議により、出店当日に現金で支払うことができるものとする。			
	金融機関名	埼玉縣信用金庫・金融機関コード:1250		
	支店名	川越西支店(カワゴエニシテン)・店番:108		
	口座番号	普通預金:6184738		
受取人名	アズイズ(ド			
振込名義人	代表者の方のフルネーム(カタカナ)			
※ 出店料は、原則、出店者に返還されないものとする。ただし、当社の責による予期せぬ出店中止等が発生した場合はこの限りではない。				
※ 出店料は、当社の判断により変更されることがあるものとする。				
出店時間	フルタイム	10:00 ~ 17:00 = 約7時間		
	ランチタイム	11:00 ~ 14:00 = 約3時間		
※ 出店時間は、季節や催事などを考慮の上、当社の判断により変更されることがあるものとする。				
※ 当社との協議により、出店時間の延長または短縮できるものとする。				
出店区画	出店予約順により、縦列駐車で「A:道路側」または「B:奥側」を選択して出店する。			
	※ 一旦、選択した出店区画を変更する場合は、必ず、当社に報告の上、許可を得ること。			
特別出店	キャンセル代行出店=急遽キャンセルが発生した場合に代行して出店していただく場合 出店料=無料			
※ 月1回以上【A:フルタイム】または【B:ランチタイム】の出店をされている方で、希望者の方を登録させていただき、その都度、代行出店を依頼させていただきます。				

## 第5条 (販売可能な商品)

出店者が販売可能な商品は、出店者の営業許可証の範囲内の飲食物とする。

## 第6条（販売禁止商品）

たばこ、酒類、消費期限および賞味期限が切れている飲食物、または、それらで調理したものおよび当社が不適当と判断したものは販売禁止とする。

## 第7条（出店の予約および報告義務）

1. 出店者は、出店を希望する月日の予約について、当社が指定する予約可能期間および期日ならびに方法をもって実施することとする。
2. 出店者の都合により出店を取りやめる場合、または、販売車の変更がある場合は、**出店前日の10日前までにメール(info@as-is-kawagoe.com)にて報告するものとする。**
3. **前項の10日前までの報告がなく出店をとりやめた場合、出店者は当初の支払予定額のキャンセル料を当社に支払わなければならない。**ただし、出店当日が大雨、強風、大雪などの悪天候、かつ、当社への出店キャンセル報告がある場合には、キャンセル料は発生しないものとする。
4. 出店者が無断で出店を取りやめた場合、以後出店を認めないものとする。

## 第8条（その他出店者の遵守事項）

出店者は以下各号の項目を遵守しなければならない。

- (1) キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自の責任において行い、搬入出時は事故防止に努めること。  
人身事故、車両の破損など駐車場および周辺道路等での事故について、当社は一切責任を負いません。
- (2) 出店者は、出店および食品販売行為等に関して発生した事故・苦情に対して全て賠償責任を負うこと。
- (3) 食品衛生責任者の修了書、または、それに準ずるものおよび営業許可証を、キッチンカーの商品受け渡し場所等、良く見える場所に貼付すること。
- (4) **電気については、原則、当社の外電源を使用するものとする。ただし、蓄電器など騒音の恐れがないものを使用する場合はその限りではない。**
- (5) 調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。ただし、当社が当社設備を使用させることを許可した場合はこの限りではない。
- (6) 火気を使用する場合は、必ず消火器を持参し設置すること。
- (7) 出店者自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰り処分すること。
- (8) 当社の許可を得ていないチラシ配布、アンケート回収、契約行為、勧誘および企業広告的な内容等は行わないこと。
- (9) 営業中におけるお客様の飲食場所は「出店区画内」として、常時、留意すること。
- (10) 営業終了後は、出店者は自己の備品等すべてを持ち帰り、駐車場内に備品を放置しないこと。
- (11) 営業終了後は、使用した駐車場をキッチンカー設置前と同じ状況に戻すこと。
- (12) 拡声器等の使用、騒音、強引な販売行為等の迷惑行為は行わないこと。
- (13) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (14) キッチンカーの破損、紛失等について、当社は一切責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。
- (15) 出店者が保健所による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに当社へその旨を報告すること。
- (16) 出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、取扱品目の追加(販売メニュー品目の変更を含む。)、食品賠償保険等の更新など、出店申込資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに当社へ新

たな出店申込資料等を提出すること。

(17) 出店に関する各種関係諸法令に違反する等、当社の信用を害する行為を行わないこと。

(18) 当社からの指示がある場合はそれに従うこと。

#### 第9条（損害賠償）

出店者が、当社、または、土地所有者その他第三者に損害を与えた場合、直ちに当社にその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

#### 第10条（販促）

出店者が販促活動を行う際は、当社の商号（ロゴ等含む。）を無断で使用してはならない。ただし、事前に当社の許可を得た場合はこの限りではない。

#### 第11条（契約解除）

1. 当社は、出店者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、何らの催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。
  - (1) 監督官庁より営業停止、または、営業許可の取消等の処分を受けたとき
  - (2) 破産申立、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の原因となる事由が生じたとき
  - (3) 振り出した手形、または、小切手が不渡りになったとき、または、支払停止、または、支払不能の状態に至ったとき
  - (4) 解散もしくは営業の重要な一部の譲渡を決議、または、他の会社に吸収合併されたとき
  - (5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等の申立てを受けたとき等財産状況が悪化したとき
  - (6) 財産状態が悪化し、または、その恐れがあると認められる相当の事由があるとき
  - (7) その他出店者が当社の信頼を失墜させる行為を行ったとき
2. 当社は、出店者が本規約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めて是正を催告し、なお、是正されないときは、出店を停止させ、契約を解除することができる。

#### 第12条（契約の消滅）

天災、地変、火災その他当社、出店者双方の責めに帰さない事由により、当社の店舗が滅失した場合、契約は当然に消滅する。

#### 第13条（免責）

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症（COVID-19等含む。）、戦争行為（ミサイル飛来等含む。）等その他不可抗力と認められる事故、または、当社若しくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた出店中止等について、当社および出店者は互いにその責を負わないものとする。

#### 第14条（本規約の変更）

当社は、当社が必要と認めたときに、申込者および出店者の一般の利益に適合する場合、または、本規約の範囲内で、変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができる。この場合、当社は変更後の本規約の内容および変更の時期を当社が指定する方法で通知し、当該変更内容の通知後、申込者および出店者がキッチンカーの出店申込、または、出店を行った場合には、申

込者および出店者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

#### 第15条（協議）

本規約に定めがない事項および本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

#### 第16条（合意管轄裁判所）

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

2022年7月7日制定

2022年11月1日改定

2022年12月1日改定

## 【別紙】 出店までの流れ

会社概要	
会社名	as-is 合同会社（アズイズ ゴウドウガイシャ）
所在地	〒350-0062 埼玉県川越市元町 1-8-33 藤田ビル 1 階 <a href="#">【アクセス】</a>
代表者	代表社員：中野 真一郎（なかの しんいちろう）
	代表社員：菊池 千春（きくち ちはる）
ホームページ	<a href="https://as-is-kawagoe.com/">https://as-is-kawagoe.com/</a>
メールアドレス	<a href="mailto:info@as-is-kawagoe.com">info@as-is-kawagoe.com</a>

ご提供いただきました個人情報につきましては、キッチンカーの出店申込みに対する審査、出店の運用管理などに利用するものとします。なお、審査の結果、残念ながら、出店が叶わなかった場合、ご提供いただきました個人情報につきましては、[プライバシーポリシー](#)に基づき厳重に管理し、一定期間の後に当社にて責任を持って破棄させていただきます。

当社ホームページ内の「キッチンカー出店規約」を確認してください

出店をご希望の際は、当社[メールアドレス](#)に以下の項目を記載の上、送信ください

- ① タイトル=【キッチンカー出店希望】
- ② メール本文
  - 法人名(店舗名)
  - 代表者名 および 担当者名
  - 主な出店品目や価格帯
  - 連絡先電話番号(日中、連絡がつく連絡先)
  - ご質問など(事前に現地を見てみたい、事前に話を聞いてみたい)

以下の書類を「会社概要」をご参照の上、送付してください

- ① キッチンカー出店申込書:1部
- ② 営業許可証一式の写し:1部
- ③ 車両リース契約資料一式の写し(車両リース契約者のみ):1部
- ④ 食品衛生責任者(またはそれに代わる資格証明書)の写し:1部
- ⑤ 食品賠償保険等の証明書の写し:1部
- ⑥ 定款(法人のみ):1部

当社にて出店審査(5日前後) ⇒ 審査結果をメールにて送信します

当社にて出店申込書(出店承諾書)に記名押印の上、契約締結とします

出店調整を行い、出店予約の上、出店日の決定後、メールにて通知します

**出店日の3営業日前まで**に当社指定の「金融機関」へお振込み願います

**ご出店（出店規約を遵守願います）**